

6 川こ保 2 第 1 6 0 2 号

令和 7 年 3 月 3 日

各地域型保育事業所 御担当者様

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第 2 課長

令和 6 年度地域型保育事業所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱い等について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、円滑な請求・支払事務のため次のとおり取り扱うことといたします。

1 給付費における 3 月以降の請求について

令和 6 年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和 7 年 5 月までとなります。公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

※ 1 月に通知した公定価格の単価改定等の請求月について、取り扱いを変更しています。

請求年月	請求上の留意点
令和 7 年 3 月	◎ <u>4 月～2 月分の追加請求について未請求分がある事業所は、可能な限り 3 月に請求してください。</u> ◎ 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲについて、順次認定の上、通知書を発出しますが、現在暫定で請求している事業所のうち、認定額において減額が見込まれる事業所については、減額した額で請求していただくことも差し支えないものとします（3 月分及び延長保育費等の実績払を行う 2 月分に限り、その他の月については 4 月以降の精算で取り扱うものとします）。 ◎ 3 月加算については、順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第請求してください。
令和 7 年 4 月	【小規模保育事業 A 型・B 型・事業所内保育事業】 ◎ 以下の内容に係る <u>4 月～8 月及び 3 月分</u>を請求してください。 ・ 公定価格の単価改定 ・ 処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ（認定通知が届いた事業所に限る） ※ 当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。

	【家庭的保育事業・小規模保育事業 C 型】 ◎以下の内容に係る<u>4月～3月分(令和6年度全月分)</u>を請求してください。 ・公定価格の単価改定 ・処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ（認定通知が届いた事業所に限る） ※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。
令和7年5月	【小規模保育事業 A 型・B 型・事業所内保育事業】 ◎以下の内容に係る<u>9月～2月分</u>を請求してください。 ・公定価格の単価改定 ・処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ（4月請求時点で認定通知が届いていない事業所は、5月請求で全月分請求してください） ◎令和6年度分における請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。 ※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。 【家庭的保育事業・小規模保育事業 C 型】 ◎以下の内容に係る<u>4月～3月分(令和6年度全月分)</u>を請求してください。（4月請求時点で処遇Ⅱ・Ⅲの認定通知が届いていない事業所に限る） ・処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲ ◎令和6年度分における請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。 ※当該期間の戻入等についても併せて御精算ください。

2 請求事務に係る留意事項について

年度末の請求において留意が必要な事項については、以下の点が想定されますので、御確認ください。

（1）延長保育の請求について

延長保育費について、当初請求時に「延長保育実施あり」として請求している事業所のうち、実績では「延長保育実施なし（または延長保育時間の短縮）」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・事業所共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せずに4月請求としていただく等、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。

（2）産休等代替臨時職員雇用費について

産休・病休が有給である事業所のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得

者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある事業所につきましては、産休等代替臨時職員雇用費の請求ができる可能性がありますので、請求漏れが無いよう御留意ください。

3 物価高騰対応加算（給食費）について

昨今の物価高騰による給食材料費の値上げ等を受け、国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応加算（給食費）の令和7年度中の支給を検討しております（令和7年第1回川崎市議会定例会（3月議会）における議決を要するものです）。なお、システム改修等も必要となるため、加算単価や対象期間、支給時期等の詳細が決まり次第、追って御連絡いたします。

（保育第2課）

電話 044-200-3128